

令和5年2月定例会 福祉保健医療委員会の概要

日時 令和5年 3月 3日(金) 開会 午前10時 1分
閉会 午後 1時43分

場所 第2委員会室

出席委員 細田善則委員長
高橋稔裕副委員長
永瀬秀樹委員、小久保憲一委員、諸井真英委員、小谷野五雄委員、
金野桃子委員、塩野正行委員、西山淳次委員、田並尚明委員、守屋裕子委員

欠席委員 なし

説明者 [福祉部]
金子直史福祉部長、岸田正寿福祉部副部長、藤岡麻里地域包括ケア局長、
和泉芳広少子化対策局長、横田淳一福祉政策課長、
佐々木政司社会福祉課長、宮下哲治地域包括ケア課長、
播磨高志高齢者福祉課長、鈴木康之障害者福祉推進課長、
鈴木淳子障害者支援課長、石井哲也福祉監査課長、尾崎彰哉少子政策課長、
松井明彦こども安全課長、我妻卓哉こども安全課児童虐待対策幹

[保健医療部]
山崎達也保健医療部長、本多麻夫参事兼衛生研究所長、
小松原誠健康政策局長、縄田敬子医療政策局長、
藤岡麻里地域包括ケア局長、野澤裕子食品衛生安全局長、
高窪剛輔保健医療政策課長、三田一夫政策参与、
中村寛医療政策幹、関根良和ワクチン対策幹、
山口隆司感染症対策課長、高橋良治感染症対策課政策幹、
今井隆元感染症対策課政策幹、川南勝彦感染症対策幹、黒澤努国保医療課長、
坂行正医療整備課長、加藤孝之医療人材課長、加藤絵里子健康長寿課長、
根岸佐智子疾病対策課長、橋谷田元生活衛生課長、坂梨栄二食品安全課長、
岡地哲也薬務課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第27号	児童福祉法施行条例の一部を改正する条例	原案可決
第54号	令和4年度埼玉県一般会計補正予算(第10号)のうち福祉部関係及び保健医療部関係	原案可決
第58号	令和4年度地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
第59号	令和4年度国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議第2号	埼玉県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例	原案可決

報告事項（保健医療部関係）

- 1 順天堂大学附属病院整備の進捗状況について
- 2 「埼玉県水道ビジョン」の改定について

【付託議案に対する質疑（福祉部関係）】

永瀬委員

- 1 第27号議案について、安全装置の義務化は事業者負担があると進まないと思うが、具体的な補助事業は何か。
- 2 措置期間経過後の安全確保対策について、迅速な取組が必要だと思うが、県はどう取り組むのか。
- 3 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業費について、貸付金額は、令和5年度増加する見通しと聞かすが、3種類の貸付金の実績はどうか。
- 4 3種類全ての貸付けを受けている人はいるのか。
- 5 一定期間就労することで返還免除になるということだが、実際に返還した人はいるのか。

障害者支援課長

- 1 12月定例会の補正予算により認可された国庫補助10分の10の補助金を活用し、事業者負担がないよう進めていく。安全装置は補助金上限175,000円の範囲で収まる機器が販売されていると聞いており、事業者の金銭的な負担がないよう進めていく。
- 2 機器が大量に発注され、出回るのに時間がかかるため、国は令和5年4月1日の条例施行から1年間の経過措置を設けている。この経過期間においては、既に国から示されている機械に頼らなくてよい点呼のチェックリストの運用を徹底するよう指導を徹底していく。また、経過措置期間経過後についても、定期的な取組がきちんと行われているか確認していく。

こども安全課長

- 3 平成28年度の事業開始から令和3年度までの実績で、家賃支援5,323万6,000円、生活支援7,418万円、資格取得支援2,709万7,796円であり、合計1億5,451万3,796円である。
- 4 全ての種類の資金を借りているかは把握していないが、家賃支援と生活支援を合わせて借りている方が多い。
- 5 返還済みの方は7人である。

永瀬委員

- 1 金銭的な補助が措置されていることは分かったが、きちんと前向きに取り組んでいる事業者も多いと思う。勤務体制が厳しい、高齢の方が勤務しているなどの事情もあるため、早期の取組とともに、職場の処遇改善にも配慮するようお願いする。（意見）
- 2 本来、返還は必要だと思うが、それよりも返還することになった方々の自立が重要であるため、重複貸付け者を把握することについての考えを伺う。また、貸付け者が進学や就労を継続できるようにどう支援しているのか。

こども安全課長

- 2 県社会福祉協議会が事業を実施しており、今後、連絡を密に取りながら貸付状況、返済状況等について助言するよう対応していく。また、県では「希望の家事業」により、

低額の料金を部屋を貸し、就学が継続できるよう、支援員が生活上の悩みの相談に乗るなどの支援に取り組んでいる。また、施設退所者へのアフターケア事業の一つとして「クローバーハウス」をさいたま市浦和区に設置している。退所者が抱える悩みや学生、就労者、未就労でなかなか就職できない人が交流するなど必要な支援に加え、就職先を紹介したり、同行訪問したりして就職に結び付ける就労支援の取組を行っている。

守屋委員

- 1 第27号議案について、人が点呼を行うことで問題が発生し事故が起きたため、強化するということが、具体的にどう改善を行っていくのか。
- 2 児童福祉施設における感染症等の発生時に備えた業務継続計画策定の努力義務化について、これまで行ってきた業務継続の取組で、どのような効果があったのか。
- 3 業務継続計画は、努力義務化とされているが、策定できない場合、どうするのか。
- 4 介護職員処遇改善補助事業について、これまで具体的にどのような状況で補助事業を行ったのか。また、なぜ見込みが下回ったのか。
- 5 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業費について、就業して5年間就労した場合、免除になると聞くと、途中で退職し、数年後に再就職した場合はどうなるのか。
- 6 資格を取ることで就労につながると思うが、どの程度就労につながっているのか。
- 7 進学者に対しては、月額20,000円から80,000円で12か月間のみ貸し付けるため、その後、生活費が不足することがあると思うが、その場合の支援はあるのか。

障害者支援課長

- 1 令和4年10月に国から示されたバスの送迎の安全管理マニュアルを活用して、ポイントを押さえた点検の確実な実施をお願いしている。具体的には、子供の顔を目視で確認し、名前を呼んで、乗車を確認し、その時点で、乗車予定の子供がいなかったり、又は予定にない子供がいれば、管理者など別の職員に連絡し、最後に、着席を確認してから発車し、降車時も、本マニュアルの手順を実施するというものである。こうした取組を事業所職員への研修により周知するなど、取組を徹底するよう促していく。

少子政策課長

- 2 従来、業務継続計画の策定については、推奨にとどまり、16.8%と低い策定率であったが、新型コロナウイルス感染症の発生時は、基本的対処方針に基づき、原則開所が示されていたことから、できる限り休園を最小限に努めてきた経緯がある。なお、全面休園率は第7波で約6.4%、第8波で約2.9%であり、業務継続計画の策定は、施設の運営にとって重要な計画であることから、感染症にとどまらず、危機や災害時の対応を確認する意味でも、策定は有効である。
- 3 努力義務ではあるが、今回の改正を踏まえて、業務継続計画の作成について、市町村と連携して各施設に積極的に働き掛けていく。

高齢者福祉課長

- 4 本事業は、介護職員の収入を3%程度、月額9,000円程度、引き上げるものであり、令和4年2月から9月までの賃金改善を行う事業所が対象である。約12,400の介護事業所のうち、補助金の申請があったのは約8,900事業所であり、申請率は約7割であることから、減額補正を提出している。補助金を申請しない理由については、書類作成などの事務処理の負担感のほか、2月からの賃金改善が要件にもかかわらず、

補助金支給が令和4年度に入ってからであり、自己資金に余裕がない事業所では利用が難しいと伺っている。なお、本補助制度は、令和4年10月以降、介護報酬の加算制度である介護職員等ベースアップ等支援加算に変更されている。国においても、事務見直しなどを図っており、未活用の事業所に対して、引き続き、加算の取得を働き掛けていく。

こども安全課長

- 5 途中で就労を中断した場合、支払の猶予制度があり、求職期間中は、貸付金の返還は猶予される。
- 6 資格取得支援貸付金は、主に自動車運転免許の取得を目的とした活用が多くを占め、就職後に車の運転が必要な業務に加え、日常生活でも必要なため貸付金を用意している。
- 7 修学している場合、生活支援貸付金の貸付期間は12か月ではなく、大学生であれば4年間など、在学期間中の貸付けが可能であるため、返済能力等を踏まえた活用を想定している。

金野委員

- 1 第27号議案について、安全計画策定の義務化に伴い、内容の適切性をどう確認し、担保するのか。
- 2 違反した場合、罰則はあるのか。また、指導・勧告・取消しの手続きを踏むのか。
- 3 ブザー等の設置が義務化されるが、どのような安全装置を導入することになり、どう確認していくのか。
- 4 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業費について、約1億1,012万円増額の要因は何か。
- 5 児童養護施設の退所者のうち、どの程度、貸付者がいるか。
- 6 返還免除、返還の状況はどうか。
- 7 介護職員処遇改善補助事業について、補助申請額が見込みを下回ったことにより、約23億3,514万円が減額補正されているが、なぜ申請額が見込みを下回ったのか。
- 8 本事業により、どの程度処遇改善が図られたのか。

障害者支援課長

- 1 安全計画は、定期的な施設の点検、職員の研修、訓練について定めることが主な柱となっており、既に示されている保育所における取組のひな型に基づき指導していく。策定状況については、定期的に照会を行い、調査を実施するとともに、実地指導時に現場での確認を行っていく。
- 2 罰則はないが、条例に規定された義務であり、違反が明らかになった場合、勧告の対象となる。また、勧告に従わない場合には命令を行うことになるが、そうした事態にならないよう、しっかり策定を指導していく。
- 3 安全装置は、大きく2種類あり、車両後方にあるボタンを押さないとブザーが鳴る機器と、車内の人影を感知してセンサーが作動する機器が想定されている。装置の仕様については、ガイドラインが示されており、適合製品が内閣府のホームページで公表されている。安全装置の導入は、県の補助事業として実施するため、このホームページ掲載機器から選定されているか確認していく。

こども安全課長

- 4 過去2回、国から国庫補助を受け入れて、貸付資金の財源としているが、おおむね3年間を一つの期間として国に申請しており、直近では令和元年度に国庫補助金を受け入れた。資金に残余分があり、貸付けを進めてきたが、令和5年度は不足が生じる可能性があるため、国との協議により、従来の3年分ではなく、1年分の貸付けが交付されることになったことで、令和5年度分の貸付金を増額することになった。
- 5 令和3年度児童養護施設退所者は101人おり、そのうち貸付けを受けた者は30人であり、3割程度が貸付けを受けている。
- 6 現在、26人の返還免除者がおり、全て就職者に対する貸付金である。進学者については、貸付け後、修学中や就労中であり、返還免除の対象になる方はいない。進学者では、早ければ令和5年4月1日に新たな返還免除者が発生する見通しである。また、返還済みは7人、返還中は1人である。

高齢者福祉課長

- 7 補助金を申請しなかった理由は、書類の作成など事務処理に負担感があること、補助金が2月からの賃金改善を実施することが要件となっており、補助金支給が令和4年度に入ってからであるため、自己資金に余裕がない事業所では利用が難しいと伺っている。
- 8 申請率は約7割であるが、10月以降に新設された介護職員等ベースアップ等支援加算も約7割の事業所が加算を取得している状況であり、取得率を上げていくことで処遇改善を多くの事業所に促していく。

金野委員

- 1 安全計画の策定については、実地指導も実施するということが、児童福祉施設等対象となる施設は全体でどの程度であり、どの程度の頻度で実際に行けるのか。また、万が一の場合、事業所は策定した計画を実行に移せるのか。
- 2 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業費について、1年間分だけの増額ということだが、児童養護施設等退所者や申請者の増減などの傾向はどうか。
- 3 返還した人数は、どの程度の割合になるか。
- 4 介護職員処遇改善補助事業について、書類作成や事務処理の負担を理由として、本来は補助を受けられるべきところが受けられず、処遇改善が図られなかったというのは問題だと考えるが、どう支援していくのか。

障害者支援課長

- 1 対象となる施設は、保育関係で約3,200、障害関係で約700、その他児童等の関係を合計して、約4,000の施設が見込まれるため、まずは定期的な文書による照会により、策定状況を確認していく。また、おおむね6年に1回の実地指導に加え、事業所の種類によっては、市町村での連絡会議等も行っているため、市町村の協力も得て、そうした場における確認なども併用していく。

こども安全課長

- 2 申請者は増えている状況であり、新規で貸し付けた人数は、平成28年度の制度発足時の8人に対して、令和3年度は39人となっている。このため、修学期間中に生活支援貸付金などの貸付け者は、複数年度貸付けを受けることになり、それに伴い貸付金が増加している。

3 返還免除者は、平成28年度の制度発足から令和3年度までに貸し付けた人数が209人であり、この中には貸し付け中、返還猶予中など様々な方がいて、この制度を活用して自立に向けて頑張っている。

高齢者福祉課長

4 国の制度であることから、国が様式等を定めているが、事務の負担感を踏まえて、加算制度に移行されてから、令和5年度以降、事業所ごとの内訳の記載を不要として、法人単位で確認するなど、様式の見直し等も図られた。これらを事業者にも周知して、活用に向けて働き掛けていく。

金野委員

安全計画策定の義務化について、必要な対策は短期間で変わってくるところもあるため、文書や実地検査など形式は問わなくても、毎年何らかのチェックなどが必要だと感じているが、どう確認を徹底していくのか。

障害者支援課長

実地指導は6年に1回だが、年に1回は事業所が自己点検を行うことになっている。また、事業所の指定や更新の手続きなども別途あり、その際にも必ず確認を行うなど、あらゆる機会を通じて計画の確認を行っていく。市町村の会議も併用しながら、計画策定が浸透するよう、あらゆる手を尽くしていく。

田並委員

障害児（者）福祉施設等施設整備費について、整備施設数が当初見込みを下回って、約9億7,400万円の減額となっているが、現場の声を聴くと施設が足りないと聞いている。申請状況、整備状況はどうか。

障害者支援課長

国庫補助を当初から希望する案件は33件である。国の補助率が、令和3年度以降は3分の1であり、全国ベースで40億円強の小規模な予算である。本県で採択されたのは、1件のみであり、入所の施設を整備している。国では、老朽化した建物の国土強靱化の補正予算など様々な機会があるので、こうした要件に該当するものがあれば、活用している。また、必要な施設が整備できないことには危機感を抱いており、国に対して機会あるごとに要望していく。

塩野委員

障害福祉サービス事業者処遇改善事業について、約5億5,000万円の減額補正がある。先ほど答弁のあった、介護事業の減額補正では7割程度の申請にとどまっているとあったが、障害者施設における処遇改善事業の申請状況はどうか。

障害者支援課長

障害者施設の処遇改善の利用は、高齢者関連事業所よりも規模が小さいこともあり、6割程度の申請状況である。

塩野委員

事業所規模が小さくなれば書類作成の負担感などが、増えるのであれば、こうした施設でも申請しやすい工夫や取組が求められる。全ての施設で処遇改善が図られることが本来の目的だと考えるがどうか。

障害者支援課長

国の様式は変えられないなど、制度の問題はあるが、事務処理で分からないことがあれば、県による相談などを呼び掛けし、問合せ時には丁寧に対応するなど、できることを行っている。引き続き、国に対して、現場の状況を伝えていく。

塩野委員

問合せに対応できる人員規模になっているかの再確認等も含め、県としてできることを推進してほしい。(意見)

【付託議案に対する質疑（保健医療部関係）】

永瀬委員

- 1 新型コロナウイルス感染症対策事業費について、700億円ほどの大きな減額があるが、減額となった主な事業と金額について伺う。
- 2 新型コロナウイルスワクチン接種事業費について、接種医療機関への支援が見込みを下回ったとのことだが、医療機関への制度周知はしっかりと行き届いていたのか。

感染症対策課長

- 1 大きなものは、空床補償などを行う病床確保事業が約293億円の減額、自宅療養者支援のうち、配食サービスに係る事業が約129億円の減額、宿泊療養施設の確保・運営に係る事業が約58億円の減額をしている。

ワクチン対策幹

- 2 接種医療機関への支援制度は、接種を迅速かつ的確に進めていくためには大変有意義であるため、制度周知はしっかりと行っていかなければならない。実際に行った周知は、支援金の制度開始時と延長や変更時に、登録されている県内約2,700の接種医療機関全てに対して、通知を郵送し、2か月ごとに行う申請受付の開始前と終了前にも通知している。また、県の医師会や市町村にも依頼し、それぞれの所管の接種医療機関に対して周知を行っている。

永瀬委員

- 1 新型コロナウイルス感染症対策事業費の三つの減額事業は、非常に大きな額の補正だが、そもそもの積算はどうか。
- 2 医療機関へ周知を可能な限り行ったにもかかわらず、医療機関への支援が見込みを下回った理由は何か。

感染症対策課長

- 1 減額補正理由は、危機管理の観点から、最悪の状況を想定し、様々な事態に対応できる予算としていること、国の頻繁な制度変更に対応したことという2点が挙げられる。

また、ニーズに合わせて体制を強化した事業もあり、電話相談については、相談が増加すると見込まれる年末年始について、あらかじめ回線数を増強するなど対応していた。今後も県民の安心安全に資するために、臨機応変に対応する。

ワクチン対策幹

2 令和3年から開始された初回接種において、多くの市町村がおおむね接種を始めた5月1日を起点として、6か月間で全県民の約73%が接種している。3回目接種は、令和3年12月1日から開始され、6か月間で全県民の約59%が接種している。令和4年9月20日からオミクロン株対応二価ワクチンの接種が始まり、現在5か月強経過しているが、接種率が約45%である。全体的にワクチンの接種率が下がっており、予算積算上は、これまでの実績ベースで不足がないようにしている。こうした理由から、医療機関への支援が見込みを下回っている。接種勧奨については、引き続き、一生懸命に行っていく。

永瀬委員

どちらの事業にも共通して、最悪の事態を想定し、カバーできる予算規模を考え、根幹となる国の制度の変更が生じたことなどがあり対応が難しかったと考えるが、3年が経過し、知見も高まっている。今後の対応については、予算額が大きいこともあり、ワクチン接種では、明らかに接種率も下がっている中、どう今後の備えを行うかという精緻さが求められる。感染症対策事業費も妥当な使われ方だったのかという点に関心が移ると考えられる。これらを含め、知見や経験を生かして、精緻な対策を練っていただきたい。(意見)

守屋委員

- 1 新型コロナウイルス感染症対策事業費の自宅療養者支援の業務委託料等が見込みを下回っている点について、委託業務に関して、現場からの苦情が私にも届いており、委託内容に問題があったと考える。業務委託の業務内容と減額内容は何か。
- 2 自殺予防相談支援事業費は、市町村への補助金が当初見込みを下回ったため減額とあるが、全国的にも自殺者が多く予防が重要である。これまでの取組と減額理由は何か。
- 3 病床機能転換促進事業について、減額理由が当初見込みを下回ったためとあるが、川越比企地域は病床の不足数が多い。どのように捉え、今後どう取り組んでいくのか。
- 4 県北地域等の医療機能強化支援費について、減額理由が当初見込みを下回ったためとあるが、具体的には何か。

感染症対策課長

- 1 自宅療養者対策には様々な業務委託があるが、そのうち健康観察をしている支援センターは、三つの会社に委託し、必要に応じて対応スタッフを増員するなどにより、対応している。業務委託の内容に問題があったとは考えていない。

疾病対策課長

- 2 自殺対策では、市町村も計画策定し、対面や電話、SNSによる相談、自殺未遂者支援、ゲートキーパーの養成など、様々な事業を行っている。その中で、外部への業務委託を予定していた事業を職員による実施としたなどの理由で減額となった。県では、市町村への補助に不足のないよう予算計上しており、結果として令和4年度は予算を下回って市町村の事業が実施されたが、市町村における自殺予防事業の縮小や後退ではない。

医療整備課長

- 3 当事業は川越比企地域も含め全県を対象に実施しており、当初予算では5病院が転換意向を示していたが、4病院から新型コロナの影響等を踏まえた次年度への先送りなどの要望があり、5病院のうち四つは中止又は延期となった。一方、年度途中に意向調査時にはなかった2病院から応募があり、結論として2病院分として約1億9,900万円の減額となっている。

医療人材課長

- 4 寄附講座運営支援事業を実施している。この事業では、大学医学部に寄附講座を設置し、医師不足により診療体制を維持することが困難な病院に医師を派遣することを目的としており、県が設置に要する経費の一部として人件費に対して、基準額1,000万円として、2分の1に当たる500万円を助成している。令和4年度から新たに、千葉大学医学部に寄附講座を開設し、深谷赤十字病院に医師派遣を開始することができた。当初、3件の寄附講座の新設を見込んだが、大学医学部と調整がつかず1件となったことで、派遣人数が見込みを下回り、2件分1,000万円の減額となっている。なお、端数については、小児医療センターが医師派遣する場合の補助金において、社会保険料が減額となった。

守屋委員

- 1 新型コロナウイルス感染症の自宅療養者支援の業務委託について、問題がないということだが、委託の仕事内容について、内容への苦情や相談も届いているため、親切丁寧に対応しているか疑問を感じる。業務委託により、どのような相談が来ていて、どうチェックしているのか。
- 2 病床機能転換事業について、辞退した病院に対して、どう働き掛けていくのか。
- 3 県北地域の地域医療には様々な問題があるが、今後の対応についてはどうか。

感染症対策課長

- 1 電話の問合せや健康観察の状況は毎日、全て報告を受けている。その中でトラブルや要望についても確認し、1件1件、委託業者に相談しながら対応するようにしている。

医療整備課長

- 2 辞退の4病院とは、引き続き協議をしている。少なくとも2病院は来年度実施したい意向を確認しており、対応する予定である。もう一つは、病院内での転換を考えていたが、今年度増床の公募を実施したため、公募で新たに配分される病床で転換予定病床を確保する意向から辞退となった。こうした状況を一つ一つ確認しながら今後も行っていく。

医療人材課長

- 3 寄附講座については、引き続き、開設に向けて大学との調整を進めていく。本事業以外にも、県北地域の医師確保について、様々な対策を実施しており、深谷赤十字病院へ小児科の医師を派遣しているほか、熊谷総合病院にも医師派遣を行っている。自治医科大学卒業の医師は、県北を中心に十数名の配置を行っている。医学生奨学金では、新たに赴任した医師も出てきており、深谷赤十字病院には研修医4名が勤務中である。また、秩父地域については、産婦人科医を大学病院から派遣している事業がある。これらの事

業について、引き続き取り組んで対策を講じていく。

金野委員

- 1 新型コロナウイルス感染症対策事業費について、今後、2類感染症から5類感染症に変更する見通しがあり、ポストコロナ元年を迎える中、700億円を超える大きな減額補正を予定している。部局内で対策会議などがあると思うが、減額要因や共有について、今後、どう見通しを立てて予算を計画していくかなど、全体として総括するような機会があるのか。
- 2 新型コロナウイルス感染症対策事業費の中の繰越明許費の設定について、去年は国際情勢や新型コロナ関連で医療機器などの各種機器の納品遅延があったと聞くと、今回も納品遅延や遅延による支障が発生しているのか。

感染症対策課長

- 1 令和3年から3年以上対策を続けているが、今後、適切な場において総括の判断をしていく。
- 2 今回の繰越明許費の設定に当たり、設備整備補助金に係る経費を計上している。医療機関に対する機械や感染拡大防止対策に要する経費を対象としており、年度内に納品することを条件としている。そのため、メーカーからの納品遅延など、医療機関の想定しない事情により年度内の納品が困難な状況となったときに備え、明許繰越の枠として設定している。現在、納品が遅れているなどの具体的な相談は受けていない。

金野委員

適切な場とは、既存の会議体、内部の何らかの会議など、どのような場になると想定しているのか。

感染症対策課長

新型コロナウイルスは、現在進行形であるので、適切な場の検討についても今後の課題とする。

保健医療部長

具体的には申し上げられないが、適切に総括し、議会へ説明できるようにしたいと考えている。適切に振り返って、次の新興感染症にも役立てられるようにしていく。

小谷野委員

医師不足については、工夫すれば問題ないという話をよく聞くと、いい医師がいる、いい医療機器があることなどを学ぶことができる環境や機会は、大きな影響があると思う。本県の医師数は全国で8番目だが、100,000人当たりでは全国最下位となっている。我々が望んでいるのは、県のどこに住んでも均衡ある医療が受けられるということであり、どう医師を増やしていくかしっかりと打ち出していく必要がある。医師にとって重要なのは技術であることから、学びや医療機器の環境整備に対して、ある程度県であつせんしていけば、多少医師は増えるのではないかと考えるが、前面に打ち出すべき点について、保健医療部長はどう考えているのか。

保健医療部長

医学生は、臨床研修や後期研修を経て専門医を目指していくため、何が学べるか、どんな機器があるか、症例が多くあるかなどが、医学部卒業後の勤務先選択時の大きな要件になる。これをやればすぐに多くの医師が集まるという決定打はないが、そうした中でも、WEBで魅力を発信する事業を来年度の新規予算として提案しており、研修の中身を具体的に分かるようし、研修を受けている医師の生の声を発信することを計画している。医師は忙しいので、実際に病院を見学することが難しい場合もある。そういった方々にも、このような情報発信を行うことにより、県で後期研修を受講していただきたいと考えている。御指摘を踏まえ、どのような方法があるか、総合医局機構の医師の意見も聴きながら検討していく。

小谷野委員

現在、少子化が進んでおり、また、医師になるためには、多くの費用が必要となる。新型コロナウイルス感染症の問題が発生し、医師や看護師の不足が顕在化した。先日、ある看護師養成所を視察してきたが、かつては入試倍率の高い学校でも、現在は定員割れとなっており、このままでは看護師になる人がいなくなってしまうという危機感がある。県内どこに住んでいても均衡ある医療を受けられる点を念頭に置いて考えていく必要があると考えるがどうか。

保健医療部長

少子化の影響もあるとは思いますが、定員割れとなっている看護師養成所が現れており、放置するわけにはいかない。看護師を確保するために、潜在看護師へのリスクリングなどを通じて、看護や介護の現場に呼び戻す努力も続けていく。看護師の確保は保健医療部の最大の課題の一つと考えている。これからも知恵を絞って全力で取り組んでいく。

【付託議案に対する討論】

なし

【議第2号議案に対する質疑】

小久保委員

- 1 施行日を令和5年11月1日としているのはなぜか。
- 2 通常の幅の駐車施設も制度対象としているのはなぜか

逢澤委員

- 1 制度の導入に当たっては利用基準を含めた要綱の策定や対象とする駐車施設の確保、市町村との調整が必要となること、あわせて、県民に対する周知期間が必要であることなどが考えられるため、令和5年11月1日とした。また、1都3県共同で実施している適正利用に向けたマナーアップキャンペーンを11月に実施していることも参考にした。
- 2 パーキングパーミット制度の導入を希望される方の中には、必ずしも乗降時に幅の広い駐車区画を必要としない方もいらっしゃる一方、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設の不足が、パーキングパーミット制度の課題となっている。そこで、

制度の対象となる駐車施設の不足という課題を解決するために、必ずしも広い幅を必要としない障害のある方などが、円滑に利用することができる通常幅の駐車施設を確保する取組を新たに始めて、対応していくことを想定している。

小久保委員

施行日に合わせる形で、遅滞なく制度を開始できる見込みであるのか。

逢澤委員

施行日までの間、執行部において、利用基準を含めた要綱の策定、対象となる駐車施設の確保、市町村との調整、事業者への協力依頼、県民に対するきめ細かい周知など、努めていただけたものと考えている。また、令和5年度当初予算案にパーキングパーミット制度の導入経費が計上されているが、これは執行部が本条例の制定を見越して、条例の施行時に遅滞なく、制度を開始できるよう予算計上をしたものと考えている。これらの取組や予算により、施行日の令和5年11月1日に遅滞なく制度を開始できるよう、執行部が準備を進めていくものと考えている。

金野委員

- 1 条例案文中に「高齢者、障害者等」とあり、妊産婦が含まれるという説明があったが、内部障害などが対象とされるかなど、「等」はどう解釈されるのか。
- 2 条例案文中に「利用証の交付その他の必要な措置を講ずるものとする」とあるが、その他必要な措置とは、何を想定しているのか
- 3 本条例の対象となる施設は、県立施設、市町村立施設、学校、公園民間施設などの対象有無、規模による差異など、どのようなものか、
- 4 利用証の交付は、県による一括対応、市町村への委託など、どう行うのか。
- 5 現在、特段利用証がなくても、車椅子ステッカーなどを掲示して、障害者用駐車施設の利用者は多いが、本条例施行後、対象者は利用証の交付を受ける必要があるのか。
- 6 令和5年11月の施行に間に合うよう制度周知を行うのか。
- 7 罰則規定がない中、どう実効性を確保するのか。見回りや声掛けなども想定しているのか。

逢澤委員

- 1 本条例は第2条第1項において、「『高齢者、障害者等』とは、高齢者、障害者、妊産婦、子ども等で、日常生活又は社会生活に構造上の制限を受けるものをいう」と定義しており、妊産婦、障害児、内部障害のある方で、日常生活又は社会生活に構造上の制限を受ける方は含まれると考えている。このほか、高齢者及びけが人で、日常生活又は社会生活に構造上の制限を受ける方も含まれると考えている。
- 2 パーキングパーミット制度を効果的に実施するためには、身体障害者手帳における等級など対象範囲の設定、利用証の交付手続きの整備、パーキングパーミット制度を導入している他の地方公共団体間での利用証の相互利用に係る調整などが必要であり、その他の必要な措置として、これらを想定している。
- 3 まず、既に車椅子使用者用駐車施設が設置されている施設が対象となり、現状で車椅子使用者用駐車施設が設置されていない施設については、新たに事業者等に協力をお願いしていくことも想定している。また、今回追加する条文では、通常幅の駐車区画もパーキングパーミット制度の対象とするダブルスペースと呼ばれる取組により、対象

の駐車施設の確保に努めることとしており、県立施設や市町村立地施設はもとより、民間事業者に対しても協力をお願いしていくことを想定しているが、規模による差異を設けることは想定していない。

- 4 利用証の交付については、執行部が他県の状況も参考にして検討していくことであるが、協力意向のある市町村には利用証の交付事務を依頼することも想定している。
- 5 高齢者、障害者等のための駐車施設の不適正利用を防止する観点から、原則として対象者には、利用証の交付を受けていただく必要があると考えている。
- 6 執行部においても、様々な媒体を通じて広報をするとともに、障害者団体に対しても周知を行うものと考えているが、公共施設や商業施設等におけるポスターの掲示、イベントでの啓発グッズの配布等によって、啓発活動が実施されることを想定している。
- 7 このパーキングパーミット制度は、県民の思いやりの心を醸成することが重要な制度であると考えており、このような制度の性質や国土交通省の研究会において、罰則の対象の明確化等、現段階では様々な課題があると整理されていることを踏まえ、制度に罰則を設けることは適当でないと判断した。その上で、実効性の確保の方策は、事業者に対して、駐車施設の適正な管理や不適正利用対策等を、駐車施設を円滑に利用するための協力を求めていくことを想定しており、見回り委員や声かけ委員を別に設けることは想定していない。

守屋委員

- 1 条例の一部改正の中、利用証はどこが責任もって発行するのか。
- 2 利用証発行に当たり、県内でどの程度の発行数を考えているのか。
- 3 利用証交付の費用は、誰が負担するのか。
- 4 利用証はどのようなものと考えているのか。
- 5 利用証の対象者は、歩くのも大変な方々であり、どう交付されるのか。また、日程にはどう考えているのか。

逢澤委員

- 1 原則として、執行部が他の府県の状況も参考にして検討していくことである。提案者としては、県が発行することが第一であるが、利用者の交付整備については、本条例が市町村と連携して福祉のまちづくりを進めていくことが前提であることから、市町村にも協力を求めて進めていくことが適当であると考えている。
- 2 利用証の発行数の推定に当たっては、利用対象者の要件等を各確定する必要があるが、これは今後執行部において検討していくことになり、想定発行数についても、検討の中で精査していくことになると考えている。なお、既に制度を導入している地方公共団体の基準を参考にした場合、県における対象者は約540,000人と推計され、初年度の申請数は約1割と見込んでいる。これらを前提とすると、利用証の初年度発行数は約54,000枚になると推計される。
- 3 執行部が検討することであるが、原則として、利用証の作成額などは、県が負担するものと考えている。
- 4 他の地方公共団体の例も参考にしながら、執行部において県民、事業者、利用者にとって、分かりやすく、使いやすい利用証を作成していただきたいと考えている。具体的には、自動車のルームミラーにかけて、外から確認しやすいものを想定し、執行部からは車椅子使用者が幅の広い区画を優先的に利用できるよう、利用証の種類を車椅子使用者用、その他の障害者や高齢者用、妊産婦やけが人用の三種類に分けることを検討して

いると聞いている。

- 5 利用者の交付場所をはじめとした手続きについては、ほかの地方公共団体の例も参考にしながら、執行部において検討していただきたいと考えているが、提案者としては、本条例の趣旨及び本制度が高齢者、障害者等のためのものであることを踏まえ、郵送やオンライン等によるものも含め、利用証を必要とする方に配慮した交付方法を検討していただきたいと考えている。

【議第2号議案に対する討論】

なし